

令和3年 第12回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 12月27日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 6名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範
5番 上野 光正 6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央
5番 永友 定己 6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸
8番 宮越 美秋

4. 欠席委員 農業委員 1名
会長 坂本 弘志

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第59号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第61号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取り消しについて
- 第7 議案第62号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 大嶋 昌子

(開会14時02分)

[事務局]

では、開会に先立ちまして、坂本会長から欠席届が提出されましたので、御報告いたします。

つきましては、会長が欠席しておりますので、農業委員会に関する法律第5条第5項及び高鍋町農業委員会会議規則第4条第3項の規定に基づき、副会長であります幸妻正浩委員が議長を務めますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、令和3年第12回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

会の進行を副会長の幸妻正浩委員にお願いいたします。

[議長]

本日は、農業委員は、6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

なお、欠席の坂本弘志委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番山口裕三委員、3番松崎久範委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日12月27日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、12月の業務報告についてでございます。

1日に、「高鍋町農業者年金受給者協議会」の会員交流会を開催しまして、25名の参加でありました。

2日から14日まで、高鍋町議会の第4回定例会が開催をされました。

3日に、「高鍋町新農業振興対策協議会」の農政部会が、8日に、「宮崎県農業者年金受給者協議会」の臨時理事会が開催をされております。

10日に、「農業者年金制度改正説明会」が、Web会議方式で開催をされております。

同じく10日ですけど、家族経営協定の調印式が行われまして、会長を立会人としまして、〇〇〇〇さんの御夫婦と息子さん、〇〇〇〇さんの御夫婦と御両親が、それぞれ家族経営協定を締結をしております。

13日に、「常設審議委員会」が開催されまして、1件の案件を審議いただきました。

内容は先月の総会で、承認いただきました「〇〇〇〇」関係の案件で、「同意します。」ということで、答申をいただいております。

人・農地プランの話合いが、13日に「〇〇水利組合区」、21日に「〇〇区」で、それぞれ行われております。

16日に、「あっせんに伴う事務協議」を行いました。

17日に、「農地中間管理事業のチーム推進会議」が開催をされております。

23日に、「児湯地域担い手育成総合支援協議会」の担い手支援部会が開催されました。

12月の総会関係ですけども、21日に現地調査を行いまして、本日27日が総会となっております。

なお、総会終了後には、引き続き、高鍋町農業経営改善等対策会議が開催をされますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、1月の業務計画です。2ページ下の方です。

4日に、「仕事始め式」が行われます。

12日に、「西都児湯市町村農業委員会事務局長会議」が開催をされます。

現地調査が20日で、28日を総会の予定としておりますので、よろしくお願いたします。

業務報告と業務計画は、以上でございます。

[事務局]

続きまして、県進達経過報告を申し上げます。

3ページを御覧ください。

10月総会承認分、4条1件は11月30日付け、11月総会承認分、4条1件と5条1件は12月16日付けで許可となっております。以上です。

4ページをお開きください。「農地の時効取得に関する通知について」は御覧の3件です。御確認ください。

続いて、5ページをお開きください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」は御覧の1件です。

本日の議案第62号に関連しています。御確認をお願いします。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから5ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等もないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第59号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。6ページをお開きください。議案第59号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和3年12月16日 売渡し及び貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 3,999㎡ ほか1筆

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し及び貸渡し 申し出 担当委員 3番 橋口 昌央 推進委員

順番委員 7番 坂本 幸 推進委員

よろしくをお願いいたします。

日程番号5、議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。事務局です。9ページをお開きください。

議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字○○字○○****番* ほか1筆

田 面積の合計 52.4㎡

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

転用目的は露天駐車場及び植栽です。

担当の坂元洋子委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの無償の2筆、有償移転と追認申請です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄弟です。

現地は〇〇線沿いにある〇〇の手前30mを右折、100m行ったところにあります。

申請地は当時、木の植栽であれば、農地法の手続きをしなくてもよいとの誤った考えでしたが、今回新たに農地法に基づき、露天駐車場と植栽を目的として、申請の手続きとなりました。

雨水については、南側を低くして、水を誘導し、自然浸透させます。生活污水、排水は発生しません。

以上、説明を終わります。審議をよろしく申し上げます。

[議長]

ただいま、説明が終わりましたが、事務局から補足することがありましたらお願いいたします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種住居地域と定められた区域にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は転用対象です。

この2筆は、〇〇〇〇さんが、平成2年にお父さんから相続する前の昭和60年に、12ページを見ていただくと分かるんですけど、西隣の****番に〇〇〇〇さんの家があるんですけど、そちらの家を建設するため、盛土をした際、〇〇〇〇さんのお父さんが雨水の被害から守るために、****番と同じ高さに盛土やブロックを設置し、植栽をしたり、簡単なビニールハウスを建てて、育苗や野菜作りをしていたそうです。

10ページに戻ってください。10ページは高鍋町の全図です。11ページはゼンリンの地図です。12、13ページは公図にそれぞれ申請地、隣接地を示したものです。

14ページは、土地利用計画図です。先ほども坂元委員の説明にありましたが、雨水については、南側のブロックの方に溜めて、自然浸透ということです。

申請地は宅地と一体としてブロックで囲まれているため、隣接地への土砂及び雨水の流出の懸念はありません。

問題が発生した際は責任をもって対処する旨の確約書が申請書に添付されております。

費用については、土地は〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ無償譲渡されます。工事等もありませんので、資金の発生もありません。また、****番*には、〇〇〇〇の地役権設定がされておりますが、転用についての同意書が申請書に添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。9ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 ほか1筆

田 面積の合計 2,068㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は駐車場及び憩いの場です。

担当の幸妻委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。7番。説明いたします。まずは、私が担当委員になりますので、この場から説明させていただきます。

場所は、この〇〇の前を〇〇の方面に行きまして、〇〇の信号をなおさら〇〇の方に進みます。信号機から約100mくらい行ったところの右側に〇〇という施設がございますが、ここが今回、〇〇〇〇さんの土地を購入いたしまして、憩いの場並びに駐車場を設置するという案件でございます。

16ページを見てください。縦に見ますと、カーブを描いたのが信号機を抜けたところでございます。三角地、青マークがしてあると思いますが、この下の方に三角の土地があると思うんですが、ここが〇〇さんの施設でありまして、この空いてる土地に、今、増設中でありまして、この増設することによって、駐車場、憩いの場が無くなったということで、今回、この青マークの大字〇〇字〇〇****番と****番の2筆、合わせて2,068㎡を駐車場ならびに憩いの場にするということでございます。

ここは21日に現地調査に行ったわけなんですけども、その折には、既にこの申請書が出されたときには、盛土がされておったということでございます。嚴重注意のもと、始末書を添付していただきました。

また、この土地の17ページを見ていただくと北側に排水路がございます。この排水路については、〇〇水利組合の組合長さんと協議ができてまして、小丸川土地改良区の意見書が添付されておりますし、〇〇さんからは、もし何かありましたときには責任をもって対処いたしますという確約書もつけておられます。

今回この駐車場につきましては、土地代〇〇〇〇と造成費〇〇〇〇、計〇〇〇〇円ということで、残高証明も添付されております。以上です。

[議長]

続けて、事務局から補足することがありましたらお願いいたします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種中高層住居専用地域と定

められた区域にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は転用対象です。

先ほど、幸妻委員より資金の説明がありましたが、残高証明書が添付されているということだったんですが、こちらの資金は、〇〇さんの代表取締役個人が出資するというので、その旨の書面と、残高証明書の添付があり、資金については問題ないと判断します。

また、埋め立てて、駐車場にしているところなんですが、現在は駐車場としての利用は中止して、鉄ピンとロープを入口の方に設置されて、使われないようにされていたのを確認しております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

はい。どうぞ。

[2番]

2番。駐車場に使うにしては面積が多すぎやせんかなって思ったんですけど、これくらい必要なんですか。

[事務局]

はい。18ページを見てください。この2筆の土地の配置図を添付しております。駐車場としては42台分です。憩いの場として、横が28m、縦が16mのスペースを取って、こういうふうに使いますということで、出ております。よろしいでしょうか。

[2番]

はい。

[事務局]

あと、補足ですけど、先ほど幸妻委員からありました既に造成済みというのは、****番の南側半分くらい、全体の4分の1くらいが工事車両用の駐車

場として利用をされていたということで、そこについてはもう使わないということで、現状ロープで入れないようにしてあるということです。

担当の大嶋から説明があった分で言うと、この憩いの場っていうのが書いてある18ページが、今までのさっきの三角形の既存の施設部分のいわゆる園庭というか、そういう形になってた場所に、新たな老人ホーム等の建設をしておりますので、その庭の部分になる部分とかがなくなるので、合わせて駐車場のスペースと広場を今回造るとというのが転用計画となっております。以上です。

[1番]

いいですか。

[議長]

はい。どうぞ。

[1番]

〇〇〇〇ておっしゃたのは、一反ですか。一反ではない。

[1番]

一反〇〇〇〇ってこと。

[事務局]

で買われたってことになります。

[1番]

ほんと。

[議長]

本人同士の話し合いでこうなったっちゃろうと思います。

[議長]

いいですか。

[1番]

いや、よくない。僕に聞いてきたんですよ、〇〇〇〇さんが。いくらくらいですか、ここの内側の今建物が建っている部分に関しては、〇〇〇〇。1反ね。「1反〇〇〇〇くらいですよ」って、「え、そんなに安いんですか」って言ったから「そんなもんですよ。はい、分かりました」って言って、1反〇〇〇〇で、2反だから〇〇〇〇だったんですよ。

[事務局]

今建ってる場所ですか。建物がある方。

[1番]

そうそう。元公民館。〇〇〇〇さんが購入したところ。

[事務局]

土地のこの位置が1m以上低いので、道路から。

[7番]

今回のところは低いです。

[1番]

もちろん知ってる。それは。

[事務局]

一応本人が出してきてる書類からすると、先ほど幸妻委員から説明された、土地代が〇〇〇〇、造成費が〇〇〇〇、合わせて約〇〇〇〇ということで、計画が上がってます。

[1番]

はい。分かりました。それと、このロープを張りましたということですが、これいつから自由に使える状態になるんですか。

[事務局]

許可が出てからですね。

[1番]

許可というところで許可ということ。

[事務局]

ここで、あくまでも農業委員会は計画承認で、これを振興局に書類を出します。県知事の許可が返ってくるということなので、早くても1月の後半でしょう。

[議長]

ほかに質問ないですか。

ないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第61号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取消について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。20ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3,033㎡ ほか5筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社
担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社への所有権移転の取り消しです。この案件については11月の総会で決定したのですが、耕作予定者であった〇〇〇〇さんが営農計画について、改めて見直し等を行い、計画を取り下げることとしたものです。

〇〇〇〇さんは、御協力いただいた皆様に御迷惑をおかけして、申し訳ございませんと言われていました。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問ございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり取り消しすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり取り消しすることに決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 033㎡ ほか5筆

利用権を設定する者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

1 番。説明します。公益社団法人宮崎県農業振興公社から〇〇〇〇さんへの
利用権貸借の取り消しです。

先ほど述べましたので、省略させていただきます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり取り消しすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり取り消しすることに決定
いたしました。

日程番号 7、議案第 6 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について」を議題といたします。

まず、所有権移転です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。22 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3, 110 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

〇〇〇〇さんは〇〇の経営をされている認定農業者です。

申請地は県道〇〇線の高速道路下から北西へ450mほどの農地です。

現地確認したところ、現在は荒れていますが、整地をした後、牧草を作付けされる予定です。

また、インフルエンザ発生時には埋却地として利用する考えもあるとのこと
です。

価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[1 番]

すみません。

[議長]

はい。どうぞ。

[1 番]

これは一反〇〇〇〇円ですよね。

[推進委員 1 番]

全部で、〇〇〇〇円です。荒れてますので。

[議長]

いいですか。

[1番]

いいです。

[議長]

ほかに質問ありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1番の案件につきましては、「利用権の設定を受ける者」が、また、2番の案件につきましては、「利用権を設定する者」が、橋口昌央推進委員本人である案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央推進委員は、退室をお願いします。

【橋口昌央推進委員 退室】

1番から2番まで、2件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決をしたいと思いますが、これに御異議ございますか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

はい。23ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 2, 075 m² ほか1筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番。説明します。

○○○○さんと橋口昌央さんとの利用権貸借の新規の設定です。橋口さんは早期水稲及びブロイラーの経営をされております。

申請地は10号線○○の信号を東へ500m行った、右側の農地で、水田です。面積は2筆で、5,063 m²で、現地を確認したところ、ロータリーがきれいにかけてありました。

金額は10a 当り○○○○円で、期間は3年間です。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 1, 849 m²

利用権を設定する者 橋口 昌央

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。説明いたします。橋口昌央さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規の設定です。

〇〇〇〇さんは白菜、キャベツ、早期水稻及びお茶の栽培をされております。

申請地は〇〇地区の〇〇〇〇さんの牛舎から西へ150m行ったところの右側の農地です。1,849㎡あり、畑です。

現地を確認したところ、樹園地でした。

金額は無償とのことです。理由は、鳥インフルエンザが発生したときの埋却予定地であるためです。いかなる状況でも、その解約に応じるという確約書などが添付されております。作物への補償は不要とすることなどが作成時にされており、委員会への提出もされております。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から2番まで、2件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から2番まで、2件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

橋口昌央推進委員は、席へお戻りください。

【橋口昌央推進委員 入室】

次の3番から16番まで、14件の案件につきまして、順次、説明を行った後に、一括して採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 6, 353㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定です。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは親子の関係で、白菜、キャベツなどを栽培されております。

申請地は〇〇地区の〇〇から北へ100mほど行ったところの左側の農地です。

現地を確認したところ、キャベツ、白菜が植えてありました。

面積は6, 353㎡です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 987㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。説明いたします。○○○○さんと○○○○さんとの利用権貸借の新規の設定です。

○○○○さんは早期水稻及び千切り大根の栽培をされております。

申請地は○○から東へ100m行って、それから右へ100m行ったところの農地で、2,369㎡の水田です。

現地を確認したところ、3筆ありますが、1筆にされておりました。

また、きれいにロータリーがかけてあり、金額は粃で反当り○○kgで、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字○○字○○****番*

田 167㎡ ほか8筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は〇〇の 2 筆がありますが、それは〇〇の前の道路を左にまっすぐ直線で 300 m ほど行きますと、元の下〇〇〇〇さんのハウスがございます。すぐその南側に申請地がございます。

現地を確認したところ、1 筆になっており、きれいに耕運されていました。

また、残りの〇〇の分は、同じく〇〇から右側に 200 m ほど行き、左に入ったところに残りの申請地がございます。その中で〇〇の****番以外の 6 筆は 3 筆の形に大きくなっていました。****に関してはその北側のすぐ横になるんですけども、1 筆でございます。

現状はきれいに、そこも耕運されていました。

〇〇〇〇さんは 2 年半前ぐらいに会社を退職され、早期米、また、普通米など栽培される農業従事者でございます。まだまだ、土地を求めて耕作をするという意欲を持っている人なので、今後も求めていくんではないかなと思っております。

期間は 5 年で、賃借料は 10 a 当たり 100 kg です。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。25 ページをお開きください。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 002 m² ほかに 3 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。推進委員 8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。先ほど説明したのと、今から説明するものが 10 月のあつせんで、貸借で上がったものでございます。

申請地は、県道〇〇線の〇〇地区に交差点がある信号機のところから北東へ直線で 300 m ほど行ったところに申請地はございます。

現状はきれいに耕運されていきました。

〇〇〇〇さんは早期水稻を中心に、麴米や露地野菜などを栽培される認定農業者でもございます。

期間は 5 年で、10 a 当り籾で〇〇kg です。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。26 ページをお開きください。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 477 m² ほか 2 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借でございます。申請地は〇〇の東側道路を 50 m ほど北の方へ行って、右側になるんですけども、すぐ横は〇〇〇〇さんの自宅になります。その東側すぐ一段下に申請地はございます。現状は稲が刈ったままになっていきました。

〇〇〇〇さんはキャベツ農家の日雇いをしながら、早期米やWCSなどを栽

培される農業者だそうです。

期間は3年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4, 106㎡ ほかに1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんとの利用権貸借の更新です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、加工甘藷、千切り大根を栽培されています。

申請地は、県道〇〇線の高速道路北側へ250mほどの農地になります。

現地を確認したところ、2筆で1枚になっていて、緑肥が栽培されていました。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 5,432㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の更新です。〇〇〇〇さんは認定農業者で加工甘藷、千切り大根を栽培されています。

申請地は先ほど述べた〇〇〇〇さんの横になります。現地確認をしたところ、エンバクの上に千切り大根の棚がしてあり、千切り大根が干していました。期間は5年で、賃借料は10a当り、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。27ページをお開きください。

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 972㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんはいろんな露地野菜を栽培しています。

申請地は、県道〇〇線沿いの〇〇から北西へ200mほどの農地です。現地を確認したところ、ロータリーできれいに整地されていました。

期間は3年で、賃借料は10a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 444㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは法人で、認定されています。甘藷と米を栽培しています。申請地は、県道〇〇線沿いの〇〇から北西へ行くと高速道路の下から北へ200mほどの農地になります。

現地を確認したところ、****番*はきれいにロータリーで整地され、****番*はいろんな野菜が栽培されていました。

期間は3年で、賃借料は10a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3,085㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは認定農業法人で、ブロッコリーを栽培されています。

申請地は〇〇から南東へ250mほどの農地です。現地確認したところ、鋤できれいにしてありました。

期間は5年で、賃借料は〇〇〇〇円です。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの構成員です。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。28ページをお開きください。

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2,178㎡ ほか8筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への利用権の設定です。10月の総会でお父さんの〇〇〇〇さんから息子の〇〇〇〇さんへ所有農地を全て全筆贈与するために一旦、〇〇〇〇さんの貸借の契約を解約された農地です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の〇〇であり、〇〇〇〇さんに登記名義が変わりましたので、再度〇〇〇〇と貸借契約を結ばれるものです。

申請地は、〇〇の工場を東に100mぐらいのところに広がる25,241㎡のお茶畑です。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。29ページをお開きください。

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 2,168㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんとの利用権設定です。お2人は親子で、認定農業者として協同認定を受けています。〇〇〇

○さんの新規就農に関する補助金の関係で、利用権の設定をするものです。

申請地は○○から北に300m行った先の十字路を左折し、高速道路の○○橋を渡り、約10m先を左折し、右側2枚目の農地です。お茶が一応栽培はされてました。

契約期間は5年間で、料金は発生しません。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

15番 農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 1,804㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの新規の利用権設定です。これまで、3条で○○○○さんが貸借されていましたが、合意解約し、新たに○○○○さんが作付けするものです。

申請地は○○○○から北に約700m先の十字路を左折し、○○から更に200m先を左折し、突き当たり手前の左側になります。農地は2筆でしたけど、1枚で耕運がされてました。

契約期間は5年間で、10a当り○○○○円だそうです。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 337㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社への中間管理事業を使った利用権貸借です。

申請地は〇〇の****番*は〇〇橋のすぐ交差点を県道〇〇線を100mほど行くと、右下に下りる道がございます。そこを下ってすぐに左側20mほど行ったところに申請地がございます。

現状はきれいに耕運されていきました。また残りの2筆については、〇〇の前の10号線を100mほど下っていくと、また左に下りる道がございます。そこを下りていくと、突き当たり右側に行き、左のカーブみたいな感じになっているんですけど、そこを50mほど行ったところに前後に2筆がございます。

現状はここもきれいに耕運されていきました。

期間は10年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。

耕作者は〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

3番から16番まで、14件の案件について、一括して採決することとした

します。

3番から16番まで14件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和3年第12回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会15時05分)